

国自貨第868号
令和6年3月29日
改正 令和8年3月31日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）を中心に、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定に基づく自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて、別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達は令和8年4月1日以降を別紙1（2）の利用計画とするものから適用する。

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

- 1 ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。
 - (1) 自家用自動車の有償運送に係る許可を得ようとする者は、別紙様式1の許可申請書を用いて、貨物自動車運送事業者から代理申請を行わせるものとする。
 - (2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式1のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、2-1に掲げる年間稼働日数又は年間稼働時間の合計の上限を勘案すること。
 - (3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式2のとおりとする。

- 2-1 貨物自動車運送事業者の事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難であって、利用者の需要に対応した輸送サービスを提供する必要があり、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に限り、毎年1月1日から12月31日までの期間のうち、有償運送の許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）による運送があくまで貨物自動車運送事業者の事業用自動車による運送を補完する規模にとどまり、貨物自動車運送事業者間の健全な競争環境を阻害しない範囲内において、次の(1)から(3)に定めるところにより行われる自家用自動車の有償運送については、特例的に許可をすることができるものとする。
 - (1) 許可自家用自動車の年間稼働日数の合計の上限は、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車の車両数に90日に乗じた日数とする。
 - (2) (1)に掲げる年間稼働日数による運用によっては利用者の需要に対応した効率的な輸送サービスの提供が困難である場合には、当該年間稼働日数に8時間に乗じた年間稼働時間の合計を上限として、時間単位で有償運送を行うことができる。
 - (3) (2)の年間稼働時間による運用を行う場合においては、許可自家用自動車の稼働時間を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により記録及び管理しなければならない。

- 2-2 自家用自動車の有償運送に係る許可の対象は、次に掲げるものとする。
 - (1) ラストマイル輸送として行われるもの。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

- 3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事

業者に対し、次のとおり指導すること。

- (1) 許可自家用自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
 - (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
 - (3) 運転者が個人事業主である場合にあっては、運転者が安心して働ける環境の整備が必須であることを踏まえ、個人事業主の保護及び健康管理等に十分配慮するとともに、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）及び各種労働関係ガイドライン等を遵守すること。
 - (4) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式3により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合
 - ② 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に定める事故が発生した場合
 - ③ 運転者が、過積載違反、最高速度違反行為、駐停車違反、放置駐車違反その他道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為（①に掲げるものを除く。）を行った場合
 - (5) 運転者が(4)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には、当該運転者に対し許可証を直ちに返納するよう指導するとともに、その他の運転者に対して、再発防止のための研修等を実施すること。
 - (6) 許可自家用自動車に係る運送実績については、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月以内に、別紙様式4（2-1(2)の規定に基づき時間単位で有償運送を行う場合にあっては、別紙様式4に許可自家用自動車の稼働時間を記録及び管理した書面又は電磁的記録により作成された書類を添付したもの）により許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。なお、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月を超えて報告書の提出がなされない場合は、報告書が提出されるまでの間については、当該営業所に係る許可を行わない、又はすでに受けている許可の効力を停止する。
- 4 運送需要者である貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。
- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」という。）を受けている事業者が該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。

(2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする（貨物軽自動車運送事業者を除く。）。

なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。

(3) 自らが需要者となっている許可自家用自動車に関して以下に該当する事案が発生した場合には、当該有償運送の許可が満了した日の翌日から起算して1年を経過しない間は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わないものとする。

① 2-1に規定する年間稼働日数又は年間稼働時間の合計の上限を超えて有償運送が行われた場合

② 運転者が3(4)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合

③ 3(4)に関し、事実又はこれを証するものを隠滅したと認められる場合

(4) 運送需要者である貨物自動車運送事業者が、行政処分を受けることになった場合には、当該処分期間中については、処分を受けている営業所に係る許可自家用自動車の許可の効力を停止するものとする。

附 則（令和6年3月29日付国自貨第868号）

この通達の施行前に許可された令和6年分の許可自家用自動車に係る処分については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日付国自貨第1440号）

（施行期日）

1 この通達は、令和8年4月1日から施行する。

（自家用自動車の有償運送の許可に係る準備行為）

2 この通達による改正後のラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて（以下「新通達」という。）の規定による自家用自動車の有償運送の許可を受けようとする者は、この通達の施行の日前においても、新通達の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 行政庁は、前項の規定により申請があった場合には、この通達の施行日前においても、新通達の規定の例により、許可をすることができる。この場合において、当該許可は、この通達の施行の日にされたものとみなす。

（令和8年分の許可の取扱いに関する経過措置）

4 この通達の施行日前に、この通達による改正前のラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて（以下「旧通達」という。）の規定に基づき令和8年分の許可を受けた場合にあっては、この通達の施行日以後について、新通達2-1(1)の規定に基づき、有償運送を行うことができる。この場合において、この通達の施行日以後に使用することができる稼働日数の上限は、新通達2-1(1)の規定に基づき算出した年間稼働日数の合計からこの通達の施行日前に令和8年

分の許可に係る自家用自動車を使用した日数の合計を除いた日数とする。

- 5 この通達の施行日前に、旧通達の規定に基づき令和8年分の許可を受けた場合であって、自家用自動車の稼働時間を書面又は電磁的記録により記録及び管理することができる場合にあつては、この通達の施行日以後について、新通達2-1(2)の規定に基づき、時間単位で有償運送を行うことができる。この場合において、この通達の施行日以後に使用することができる稼働時間の上限は、新通達2-1(2)の規定に基づき算出した年間稼働時間の合計からこの通達の施行日前に令和8年分の許可に係る自家用自動車を使用した日数の合計に8時間に乗じて得た時間を除いた時間とする。